

別紙 1

主 な 改 正 事 項

改正後条項号	改正前条項号	改 正 事 項 の 概 要
第 2 編 3－共通事項－ 7 (2)ト	第 2 編 (新設)	 <p data-bbox="695 472 1445 551">酒類の原料として取り扱わない物品にパーライト、ばれいしょたんぱく質等を加えた。</p>
3－共通事項－ 7 (4)	(新設)	
3－果実酒及び甘 味果実酒の定義－ 11	3－果実酒及び甘 味果実酒の定義－ 11	<p data-bbox="651 719 1249 745">3－共通事項－ 7 (4)の新設に伴い所要の整備を行った。</p>